



Title	江戸期のいろは仮名
Author(s)	岡田, 一祐
Citation	国語国文研究, 142, 33-43
Issue Date	2013-02
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/54960">http://hdl.handle.net/2115/54960</a>
Type	article
File Information	Kokugokubunkenkyu_142_okada.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学国語国文学会 国語国文研究 第一四二号抜刷 平成二十五年二月

## 江戸期のいろは仮名

岡  
田  
一  
祐

# 江戸期のいろは仮名

岡 一 祐

## 一、はじめに

平仮名書きいろは歌手本の字体は、江戸期において固定的であつて、「いろは仮名」と呼ばれ行わっていた。管見のかぎり、いろは仮名が固定的であり、標準を有するという観察を越えて、どのような標準が形成されていたかについては、十分にあきらかでない。すなわち、これまで、手本資料のなかの標準がなんであつて、それに随うものがいがなるものであつたか把握されてこなかつたのである。

本稿では、いろは仮名の外延を示すために、往来物所載のものの検証を行い、その集合の成員を限ろうとする。具体的には、平仮名書きいろは歌が一所に示される様態における字体集合の固定性とその様態の検討、そのほかの仮名尽し手本における字体の固定性との比較を論拠とする。

いろは仮名を先行研究にしたがい定義すれば、平仮名書きいろは

歌手本の書写に特徴的に用いられる字体の集合のことをいう。矢田（一九九五）が明確にしたように、平仮名書きいろは歌手本は、独草の世界に発した放ち書きのための手本である。現存で知られるもつとも古い手本は、「そ」を「所」を字母とする仮名に書く点で相違があるものの、伝世尊寺経朝筆の十三世紀の書写と推定されるものである。中世末期までに図一に示した字体にはほぼ固定され、江戸期には寺子屋から貴顯への教育までひろく用いられるものとなつていった。その特徴は、鎌倉期の実用的な書記場面でおこなわれた字体を基礎とする点にある。

小学校令施行規則第一号表において規定された字体と比較し、いろは仮名は「そ・お・え」ではなく「曾・於・江」に一定することが指摘されてきたが、いくばくかのゆれがあることも報告されてきた。春日（一九四二）に明治期の教科書について、資料によつて「そ・お・え」になつてゐるところとされたほか、高木（二〇一〇）に江戸期の平仮名書きいろは歌手本についても、すくなからず字体にゆれがあ

平仮名書きいろは歌手本（『知古往来』往来物大系卷二一所収による）

いろはにはへそ  
ちりぬるをわか  
よたりうつねな  
らじうゐのゑく  
やまけふこひて  
わさきゆめみし  
あいもせずゑ  
一百千可億  
一二三四五六七  
八九十

るとされる。江戸期における具体的な字体のゆれについては、矢田（一九九五、一八三、注六）、および、高木（二〇一〇、五五—五七）に報告されている。

いろは歌手本の字体が完全に共通しないことは、すぐさまいろは仮名に標準がないことに帰結しない。字体集合に標準があるとは、異例のない確實な文献群が存し、その字体を範として他文献が倣うことである（必要がなければ範としないこともあります）。ゆえに、歌手本の字体のゆれがいろは仮名の標準を揺るがすもののかは、そのゆれが信の置ける文献のいかほどに現れるかに依る。しかしながら、江戸期の平仮名書きいろは歌手本のゆれをめぐるふたつの報告で、矢田（一九九五）のものはその調査範囲があきらかでなく、高木（二〇一〇）のものは異例のありようの検討がない。そのため、ある資料がほかの資料と異なることは分つても、標準のゆれかまでは決せない。石塚ほか（二〇一一）は、標準的な漢文文献と私的な漢文文献との比較から、標準的な文献においては、複数の字体が混在しないよう意を用いていることを異体率（複数字体の存する字種の頻度について、少数字体の占る割合）を指標としてあきらかにした。かように、異体が多いものは標準を考えるうえでは除外されねばならない。

そこで、本稿はまず江戸期についていろは仮名の標準性を検討したい。江戸期、いろは歌を手習いの手本の端緒としたことはよく知られるところであつて、いろは仮名の標準性もその手本、すなわち往来物に見られるものの重要性が高い。それゆえ、まず、往来物に掲載された平仮名書きいろは歌の使用字体を検討し、いろは仮名の

集合に属する字体を確かめる。ついで、いろは仮名以外の仮名尽し本においてはこのような標準性を見いだし得ないことを『君臣歌』という仮名尽しを例に示す。

仮名字体の記法については、附節に示す。字体・字形という用語について、本稿においては、「字形」を *emic* な、「字体」を *emetic* なものとして使い分ける（矢田、二〇一二、九）こととする。すなわち、字形とは目に映る字のかたちのことであり、字体とは、その字形をどの字と認識するいちいちの字に関する知識のことである。

## 二、先行研究

いろは仮名の標準性について、明治以降に述べたもつとも古いものは、管見のかぎり、日下部（一九三三、四二九）である。「いろは歌や五十音図が世に出たので、仮名文字の形体におよその標準ができはじめた」と述べるのがそれだが、くわしくその字体を検討はしていない。同様のものに山田（一九三七）があつて、現代の仮名の原点となつたといふ。春日（一九四一）では、「現代の仮名」という節に明治期の仮名の遷ろいを書き、教科書のいろは歌に用いられた仮名が揺れるという認識を示している（この点、日下部、一九三二によく似ている）。なおこれが受け入れがたい認識であることは別稿に説きたい）。のちに、春日（一九五一、二五一）に、『和字正濫鈔』卷一「いろは字体」のいろは仮名のことを「標準字体」と呼び、そこに「曾」・「於」・「江」を用いたのは「時代の標準字体によつたもの」としたものが、いろは仮名の字体集合的性質を論じたもつと

も古いものと見られる。そののち、いろは仮名に言及したものには浜田（一九七九）、宇野（一九九三）、矢田（一九九五）、山内（二〇一二）、高木（二〇一〇）がある。

これは仮名が一貫することにつき、矢田（一九九五、二七〇）は、いろいろの統一は偶然ではあり得ないということ、明らかにそこの字体・字形に對して意識的だつたうえでのことであるということである。そして、字体・字形に関心が向くということはとりもなおさず、平仮名書きいろは歌は、「書かれる」こと自体にその意義があつたことを示している

と述べる。山内（二〇〇一）は、矢田（一九九五）と異つた観点からいろいろは仮名の標準化および衰退について検討している。ここで標準化のほうを見ると、まず第一に江戸期のいろは研究書に見える「空海真筆いろは」に注目、その權威によって標準化したものとし、ついで第二に、宇野（一九九三）を参考に、五十音図に用いられてきた字体がいろは仮名から自由であつたことを指摘している。第一点には問題がある。中世からいろは歌は空海の作とされてきたものの、伝説はさておき、中世の平仮名書きいろは手本に空海の名を冠するものは知られず、江戸期まで待たねばならない。のちの手本にも空海真筆と伝えるものは少なく、それゆえ、「真筆」が字体を標準化させたとは認めがたく、むしろ、すでに存した手本の權威を高からしめたと見るのが妥当であろう。第二点の、五十音図にいろは仮名の限定性が及ばないことを宇野（一九九三）よりも数多くの資料をもつ

て実証した点は見逃せない成果である。

いろは仮名は小異を示すものも少なくない（矢田、一九九五、二八三、注六）。それに注目したものとして高木（二〇一〇、第四章）がある。

高木（二〇一〇）では、仮名の字体を規定することは困難だとし、同種とされる字形のふれはばをグラデーション、異種とされるものをパリエーションと規定している。そのうえで、江戸から明治期の往来物・節用集に見えるいろは仮名の実例を比較検討し、わずかな字形のゆれが認められる一方、「い」や「り」の位置には「い」・「へり」しか現れず、「以」・「利」のような草仮名的字形は認められないことから、前者はグラデーションゆえにゆれが許容され、後者はパリエーションの相違ゆえに認められないこと見る。最終的に、いろは仮名のゆれとは「連続的に字形が変化しうる平仮名が内包する、グラデーションの差異である（五九）」とする。この見解は、本稿の主張と相反するものであるから、くわしく検討しておこう。從来の字形の類型を字体と考える見方では、類型化の際に客観的な基準が設けがたいとしてグラデーションとパリエーションの区別が導入されたものであるが、ある形状の差異がグラデーションの範囲にあるものか、パリエーションとして異なるのか、その基準を高木は明確に示していない。このようなあいまいな分類によって、歴史的文献に現れたおなし音を表す字形の多様性が同種なのか判断できるかといえば、それは不可能というべく、まずは愚直に形状の異りを説明することから字体を規定してゆかねばならないはずである。つぎに、いろは仮名のゆれについては、のちにくわしく見るが、文献の性質を考慮しないでの考察であり、從えるものかどうかは再検討を

要する。

### 三、いろは歌手本の仮名

いろは仮名は、ふるくから「江・於・曾」の三字が現行の字体と異なることが注目されてきた。このほかに、宇野（一九九三）で字体意識が注意され、矢田（一九九六）が使い分けをあきらかにした「へと」と「止」の相違も、いろは仮名を調べると「止」しか見られないことが分り、探索の範囲をこの三字体から拡げる必要がある（高木、二〇一〇、一二）。

いろは仮名のゆれは、すでに矢田（一九九五）や高木（二〇一〇）に調査結果が提出されているものの、標準性のいかんという観点から考察するために調査範囲を拡げ独立に調査した。なお、矢田（一九九五、二八三、注六）は、「か」（へか）・「加」（へよ）・「も」（へも）・「毛」（へモ）のゆれを、高木（二〇一〇、五四一五七）は、「く」（へく）・「久」（へく）・「し」（へし）・「之」（へじ）のゆれを、高木（二〇一〇、五四一五七）は、「く」（へく）・「久」（へく）・「よ」（へよ）・「よ」（へよ）・「る」（へる）・「る」（へる）・「を」（へを）・「遠」（へん）・「か」（へか）・「加」（へか）・「か」（へか）・「も」（へも）・「毛」（へモ）・「し」（へし）・「之」（へじ）・「し」（へし）・「之」（へじ）のゆれを報告している。

ここでは、「往来物大系」のいろは歌のうち、いろは歌が独立している箇所について、音類仮名（おなし音を表す仮名）ごとに用字體を逐一に示した（石川謙の写したとされるものは原態を保つているか不明であるため省いた）。ここでは、「いろは歌」をすべて仮名で書くという意識があるものについて限定し、それ以外（たとえば

表十三所収「七ツいろは并絵抄」巻頭のいろは歌のうち、漢字を交じえて書いたものなど)は採らなかつた。一書に複数いろはの見られるばあいもある。そのような三十七点の往来物から、四十五のいろはを集計した。印刷不鮮明のために判別できなかつた字は除外したため、総計が四十五に満たない音類仮名もある。

表一では、四十五の音類仮名に七十六の字体が認められたが、二字体以上認められた音類仮名はほとんどが一字体に例が集中する。十例に満たない字体は二十六種あるが、このような字体を二例以上ふくむ資料は九点であつて偏る。事実、十例に満たない字体のうち二十一の字体がこれらの資料にのみ見られる。のこりの五字体もこれらの資料に集中し、これらの資料を標準を示さない資料として除くとすべて三例を下回る。

このように調整をしたのち、ゆれが認められた字体は、「く・し・ま・も」の四種で、すべて字母をおなじくし、書きぶりを異にするものである。そのなかで頻度が頗頗しているものは「し」(鉤型のへし)二十例(そのうち、ゆれるある文献に三例)、以下同様、直線型の(之)十八例(八例)、点鉤型の(之b)五例(四例)・「ま」(一劃目が三劃目とまじわる)(ま)十七例(七例)、それらがまじわらない(未)二十七例(八例)、行体の(未b)一例(一例)・「も」(も)二十一例(六例)、横棒が一本の(毛)十九例(七例)、行体の(毛b)一例(一例)である。頗頗しているとまでは認められないものの、あるといどゆれがあると見做されるものに「く」(く)型三十例(八例)、(久)型十三例(七例)がある。これらの字体にとくに時代的特徴は見られなかつた。以上のゆれはあるものの、じつに

表一 いろは仮名のゆれ

いろは										字体		計	
いろは										字体		計	
こ	け	く	き	か	お	え	う	い	あ	いろは	いろは	いろは	字体
こ	け	久	く	幾	可	於	得	え	江	う	い	安	あ
44	45	13	31	5	38	1	5	39	44	1	1	42	44
と	て	つ	ち	た	そ	せ	す	し	さ	と	と	と	計
止	天	て	つ	知	ち	多	た	所	そ	曾	せ	す	さ
1	44	1	42	44	1	44	2	43	1	1	42	44	44
も	め	む	み	ま	ほ	へ	ふ	ひ	は	の	ね	ぬ	に
毛	も	め	む	み	末	末	ま	ほ	へ	ふ	ひ	は	の
b					b								
1	19	22	44	44	43	1	27	17	45	45	45	43	44
を	ゑ	ゐ	わ	ろ	れ	る	り	ら	よ	ゆ	ら	よ	や
遠	を	恵	c	恵	b	ゑ	ゐ	わ	呂	ろ	れ	留	る
2	43	1	5	32	5	44	45	1	44	43	1	43	1

四十三種は書きぶりが一定しているわけである。

いろは仮名に随れない文献とは、どのようなものであつたろうか。まず、資料名を挙げる:「いろは」(13-1°)所用の非いろは仮名は「所」一例、(惠c)一例。以下同)、「武徳いろは往来」(13-3°)、(幾)二、(得)「得b」各二、「七ツいろは并絵抄」(13-10°)、「(れ)」三、「(多)」、「(十)」、「(伊)」、「(呂)」、「(遠)」各一)、「英学捷径七ツいろは」(13-13°)、「え」、「ぞ」、「そ」、「由」、「里」、「ゑ」各

一)、「和英通韻伊呂波便覽」(14-1)、**〈加〉**(多)、**〈良〉**(呂)、**〈ゑ〉**各  
二)、「國尽篇尽大全并隅田川往来」(16-2)、**〈幾〉**(遠)各一)、「三流  
消息」(26-6)、**〈奈〉**(恵b)各二)、**〈加〉**二)、**〈安〉**(知)、**〈天〉**(未)  
〈毛b〉各一)、「松嶋往来」(58-16)、**〈幾〉**(ゑ)各一)。13-1は鎌倉  
期のものであつてまだいろは仮名として固定化していなかつたと見  
られることが原因に考えられる(矢田、一九九五)。そのほかの資料  
には御家流でない(13-13, 14-1, 26-6)、江戸後期ないし明治期の  
ものである(13-3, 13-10, 13-12, 13-13, 14-1, 16-2)などの共通  
の特徴があることに注意される。これにより、いろは仮名の標準は  
御家流とともにあつたことが窺われる。

矢田(一九九五)と高木(110-10)との相違について、前者には  
検討過程の報告がなく、結論の異なる理由は分らないが、後者につ  
いては、孤例や特異な文献に見られる字体の除去を行つていないの  
が原因で、事実認定としておおきくずれがあるわけではない。

高木(110-10)は、いろは仮名にゆれがあるものをグラデーション  
とし、ないものはグラデーションでないとしたが、これまでに高  
木の示したゆれの多くをいろは仮名から排除することになつたこと  
は、この論法の限界を示すものと言えよう。いまいろは仮名でない  
とされた字体のうち、たとえば、**〈ゑ〉**と**〈幾〉**の差異は一見小さな  
形状の差であるように思われるけれども、**〈幾〉**はいろは仮名の範囲  
にない。このほか、「わ」の逸脱例として報告された「和」も(高木  
110-10、五〇)、本調査にその例は見いだされなかつたほか、高木  
の調査や往来物の手本に類例を見ないことから見ても、許容されて  
いないといえる。これらの例は、グラデーションというものが「連

続的に字形が変化する平仮名が内包する(高木、110-10、五八)  
ものであるとしても、いろは仮名はそのような自然な変化よりかな  
りせまい範囲でしか変化しないことを示している。いろは仮名のゆ  
れは、多くのゆれのない例と同時に扱うのではなく、あくまで例外  
として複数字体が許容されていたものとすべきである。

結論すれば、いろは仮名とは、平仮名書きいろは歌手本に特徴的  
に現れ、かつ、何字かについて、ごくちかい字形を持つた字体の交  
替を許容する仮名字体集合である。いろは歌は、小学校令施行規則  
第一号表のごとき公的な標準があるわけではなく、厳密を期すにも  
対校をし得ない。それにもかかわらず、このように標準にしたがう  
もの・したがわぬものに二分されることは、手本を模範として忠実  
に受け継いでいたものであるとの証左である。

#### 四、君臣歌の字体

このような字体の固定性がいろは歌以外の仮名尽しについても見  
られるか検討してみたい。五十音図については宇野(一九九三)お  
よび山内(110-3)に譲り、ここでは『君臣歌』を例とする。

『君臣歌』は、儒者にして書家の細井広沢(一六五八—一七三五)  
が、いろはの神儒の道にあわないので厭つて作つたいろはに代る仮  
名尽しの歌で、「きみまくら　おやこいもせに　えとむれぬ　ゐほり  
たうへ　すゑしける　あめつちさかゆ　よをわひそ　ふねのろな  
は」というものである。放ち書きの手本と連綿の手本を含んだもの  
で、教材に用いられたことを意識したものである(つぎに述べる国

会本には放ち書き手本のみ)。

『君臣歌』の字体選択には、当時のいろは歌研究のながれがおおきく係っている。細井自身研究書をものすだけではなく、天明元年本『君臣歌』には、仮名のわきにその字母を添えている。その字母説は岡田真澄『仮字考』(一八二三年)に引用されている。〈江〉を採用しないこと以外は、(細井の考える)いろは仮名の字母とおなじものが採られており、研究成果のあらわれとも言える。かくいろは仮名に倣つたものであるならば、いろは仮名のような字体標準を示すものとなつてゐるか、すなわち、「君臣歌仮名」ともいうべきものがあるのかは興味のあるところである。

『往来物大系』卷十三には、『日本古文君臣歌』(宝暦十一年刊、謙堂文庫本)および『広沢先生君臣歌』(寛政六年刊、小泉吉永氏本)の二種が収載されており、そのほか閲覧が容易なものとしては、東京学芸大学附属図書館蔵本(天明元年刊)および国会図書館蔵本(菱澤潭筆、明治板)があつて、とくに東京学芸大本は、小泉氏本に先立つ版とされ、その検討は重要である。ここではこの四者の字体比較を行つた。

その結果が表一である。そのほとんどがいろは仮名と一致する。十四のものについて、字母に違ひはないけれども、字体差が存する。四資料のうち、国会本は〈末b〉のぞいていろは仮名が用いられるため、検討対象から除外すると、「え・お」が〈え〉・〈お〉の一字体となつて、結果として十二種にこれが見られた。「君臣歌仮名」というものがあつても、いろは仮名よりも標準性に劣るものである。所用の字体を検討すると、非いろは仮名字体には、〈奈b〉・〈保〉・

表一 君臣歌の字体											
		種類		字体		種類		字体		種類	
し	さ	こ	け	く	き	か	お	え	う	い	あ
し	さ	こ	け	久	く	き	か	於	お	江	え
7	7	7	7	5	2	7	7	1	6	1	6
の	ね	ぬ	に	な	と	て	つ	ち	た	そ	せ
の	ね	ぬ	に	奈b	な	止	て	つ	ち	た	曾
7	7	7	7	3	4	7	7	4	3	7	7
も	め	む	み	ま	ほ	へ	ふ	ひ	は	は	は
も	め	む	美	み	末b	ま	保	ほ	部	へ	不
7	7	7	5	2	3	4	2	5	5	2	3
を	ゑ	ゐ	わ	ろ	れ	る	り	ら	よ	ゆ	や
を	恵b	ゑ	ゐ	わ	呂	ろ	れ	る	り	ら	よ
7	1	1	5	7	7	2	5	7	4	3	7

〈末b〉のようないろは仮名に対して漢字にちかい崩しの字体が含まれている。これらは平安古筆などに装飾的に加えられた草書的字体を模したものと思しく、当時の実用例に徴するのは困難が伴う。字体のゆれ方を見てみよう。放ち書きの箇所と連綿の箇所とで、字体を変えるということはほとんどなく、字体のゆれはほとんどが資料の差に起因する。一資料で揺れるばあいも、連綿に複雑なかたちを取るなどの規則性はなく、たんに不統一なものと思われる。小泉氏本は、黒地に白文字を用いて東京学芸大本と体裁を類似させており、東京学芸大本をもとに改編を加えたものと見られるが、その

字体についても改編のあとがあり、字母の一致以上の字体の一致に意を用いたものでないことが明瞭である。

伴直方『以呂波考』(『国語学大系』卷七所収)にも、宣長の「あめふれば」という仮名尽しなどとともに、『君臣歌』は引用される。そこでは、表二に見た字体やその字母と関係のない字体が大半を占める。こちらも草仮名が多いが、字母にこだわらず古筆にありふれた字体が用いられており、管見のかぎり、同様の字体を用いる『君臣歌』はほかに例がない。あるいは、伴が字体を自由に用いたものか。いずれにせよ、『以呂波考』にその主題とするいろは仮名と異り、とは、国会本の字体使用とあわせ考えるに、『君臣歌』はその仮名に標準のある手本としてではなく、ただの仮名尽しとして見られていたということを示唆する。これは、いろは仮名の伝統がきわめてひろく鞏固に受け入れられていたことと対照的である。

## 五、おわりに

ここまで、平仮名書きいろは歌手本に用いられる字体が、いろは仮名と称するに足る固定性を持つ字体集合であることを述べてきた。かかる固定性は、いろは歌手本の持つ標準性ゆえを見ることができ、標準を示す意図のない文献では字体の固定性は保たれない。このようないかい標準性はいろは歌手本のほかには見いだされず、標準としてのいろは仮名の存在が唯一無二であった証左となる。いろは仮名が、現行の仮名字体の起源となつたことはつとに指摘

されていることであるが(山田、一九三七)、いろは仮名と現行の仮名字体は同一ではなく、具体的にどのような関係にあるか、いろは仮名の定義が不十分であつたがために十全にあきらかにされてこなかつた。本稿は標準的ないろは仮名の様相をあきらかにすることで、その明確化の一助を成した。

本稿で検討した江戸期のもの以上に、明治期のいろはが揺れることもまた、古くから指摘されているが(日下部、一九三二)、このゆれのありようについても本稿のような視点から再検討する余地があるものと思う。また、いろは仮名の標準が文字生活全体にどのような役割を持つものなのかも問わねばなるまい。続稿を期したい。

## 注

(一) いつから行われるようになったのかは未確認である。契沖『和字正濫通妨抄』にはそのような語はないものの「以呂波の字、

其外今もさま／＼用る仮名、皆万葉を出す」(卷一・四十三表、  
『契沖全集』卷十、岩波書店による)と言い、橘成員『倭字古

今通例全書』に「定めたかるへきをいろは字にしたかひ類門をたてゝもとむるにちからしむ」(卷一・十二表、勉誠社文庫本による)と言うのがはしりをなすものであろう。初出というわけではないが、山崎美成『文教温故』に「常の伊呂波仮名とともに弘法大師の造り給へるか(和字正濫抄)ともいへどこれも又タ信じがたしおもふに其ノ始メは詳ならねどもと伊呂波仮名にならひて四十余字を一様に作り出たるもの

とはおもはれず」（巻下・七裏一八表、『異体字研究資料集成』

本巻一による）、伴信友『仮字本末』に「さて其空海のいろは仮字作れる証は」（巻上・六裏、勉誠社文庫本による）、「くわくの草仮字に。彼いろは仮字の字体をも。とりへへにうるはしく書交へられたるおもむきを見るにも」（同十八表）など江戸中期より用例が現れるようである。いろは仮名ないしろは字体と言つたとき、ただちに平仮名を指したものであることは、諦念『以呂波問弁』に「問此いろはハ。大クヅシニシテ。大唐ノ草書ニモ似ザル所アリ。コレイカナル事ゾヤ」（十三表、『国語学大系』本巻八による）というように、單にいろはと述べたばあい平仮名を指し、片仮名はいちいち片仮名と述べてゐるところからも是認される。これは、いろは歌の作者、すなわち平仮名の作者が空海とされ、対する片仮名が吉備真備の作とされていたことによるのである。なお、矢田（一一〇〇二、三八七一三八八）も参照のこと。

(1) 「よ与」では横棒の筆画がテンになるという草体的な変化によるバリエーションが存在する（高木、二〇一〇、五五）。前者は「よ」であり、後者は「ふ」である。本稿では書き順の差異としてもわざかがあるので、区別として取り上げていない。

(2) 「か加」字形には3タイプが認められた。「か加b」「か加c」は字形のバランスが連續的に異なつたものと考えられる（高木、二〇一〇、五六）。「か加a」は「加」、「か加b」は「か」であり、「か加c」は「か」の一劃目を三劃目に向けて撥ねる

(四) ものである。本稿では「よ」とおなじく区別しない。  
具体的には以下の資料である（算用数字は所収巻一その巻で何点目）の資料かを表す。たとえば、1-1は第一巻の最初の資料である)。一書に複数見られるばあいは明記する。「いろは」（鎌倉中期、13-1）、「尊朝法親王書」（元禄四、13-2）、「武徳いろは往来」（江戸後期、13-3、1点）、「尊円流大字板七ツ」（正徳三、13-6）、「七ツいろは」（正徳三、13-7）、「寺子宝鑑字福伝」（享保五、13-8）、「千金七ツ以呂波」（江戸後期、13-9、1点）、「七ツいろは井絵抄」（江戸後期、13-10、四点）、「十体伊呂波」（江戸後期、13-12、1点）、「英学捷徑七ツいろは」（慶応三、13-13）、「和英通韻伊呂波便覽」（慶応四、14-1）、「大日本・仏蘭西・英吉利斯十字いろは早学」（明治初期、14-2）、「へんぐく・くにぐく」（天保三、16-1）、「国尽篇尽大全并隅田川往来」（江戸後期、16-2）、「増補改正小野簞歌字尽」（宝永七、1-1）、「小野簞歌字尽」（不詳、17-2）、「小野簞大増補大全歌字尽」（嘉永期、17-5）、「知古往来」（万治三、21-5）、「用文章綱目」（元禄五、23-1）、「三流消息」（元禄十一、26-6）三点)、「書札大成倭文通錦字箋」（宝曆七、27-4）、「教訓伊呂波歌」（不詳、36-5）、「子供早学問」（文化十二、36-6）、「日本国尽寺子教訓書・異見状」（江戸後期、40-4）、「寺子宝久種（明和五、42-4）、「松嶋往来」（文化四、58-16）、「百姓往来豊年歳」（寛政九、63-4）、「田舎往来」（宝曆八、64-4）、「商売往来」（享保二十、67-14）、「新続商売往来」（文政五、69-4）、「頭書繪入四民往来永樂通寶」（寛政一、71-5）、「女筆往来」

(江戸前期、91-2)、「童女専用女寺子調法記」(文化3、94-3)、「合類絵抄宝玉百人一首」(享保6、95-2)、「観音宿直百人一首至宝袋」(延享3、95-3)、「錦葉百人一首女宝大全」(文化8、95-4)、「新童子往来万代宝鑑」(明和元、99-3)、「新撰大同字往来百家通」(慶応4、100-2)。語彙科十七点、消息料四点、教訓科三点、地理科一点、産業科五点、女子用二点、百人一首三点、合本科一点。

## 参考文献

- 石塚晴通・池田証寿・高田智和・岡崎裕剛・斎木正直「漢字字体規範データベース(HNG)の活用 漢字字体と文献の性格」『じんもんこん201—論文集』  
内田宗一(一九九八)「修紫田舎源氏」の仮名字体 作者自筆稿本と板本の比較考察『侍兼山論叢文学篇』三二一  
宇野義方(一九九三)「現行の仮名字体をめぐって」『国語研究』明治書院  
春日政治(一九四一／一九八一)「仮名の沿革」『春日政治著作集』第一冊、勉誠社  
『春日政治著作集』第四冊、勉誠社  
日下部重太郎(一九三一)『現代国語精説』中文館書店  
高木維(二〇一〇)「平仮名の淘汰・収斂の研究 手書き字における平仮名の多様性と活字の影響」北海道大学大学院博士論文

浜田啓介(一九七九／一〇一〇)「板行の仮名字体 その収斂的傾向について」『近世文学・伝達と様式に関する私見』京都大学学術出版社

矢田勉(一九九五／一〇一〇)「平仮名書きいろは歌の成立と展開」『国語文字・表記史の研究』汲古書院

矢田勉(一九九六／一〇一〇)「異体仮名使い分けの衰退」『国語文字・表記史の研究』汲古書院

矢田勉(一〇〇一／一〇一〇)「平仮名表記資料としての書道伝書」『国語文字・表記史の研究』汲古書院

矢田勉(一〇一〇)「文字・表記史研究の術語」『国語文字・表記史の研究』汲古書院

山内真紀(一〇〇一)「空海真筆いろは」標準性の終焉から現行平仮名字体の成立まで』『語文研究』九四

山田孝雄(一九三七)『国語史 文字篇』刀江書院

## 附記

本稿は北海道大学大学院文学研究科に提出した修士論文の一章をもととした発表「第三次小学校令以前の国語教科書における仮名字体の変遷」(一〇一一年度日本語学会春季大会、於千葉大学)の発表内容の一部に加筆・訂正を加えたものである。修士論文や日本語学会での発表、草稿に対する諸先生のご指導に感謝申し上げる。

## 附 字体について

(おかげだ  
かずひろ・北海道大学大学院博士後期課程)

本稿で仮名字体に言及する際は以下のようにする。まず、おなじ音を表す仮名（以下音類仮名と呼ぶ）をまとめて指し示すばあい、その音に対応する現行の仮名を鍵括弧（「」）に括って示す。字体を指し示す際は、山形括弧（〈〉）に括って示す。現行の仮名字体と同一であればそれによってし、それ以外のものであれば字母によつて代りとする。字母をおなじくする別字体は、二種類目以降をb、c、…と称す。字母を同じくする字形から字体に別つについては内田（一九九八）に従い、

- ①画数、折れ・曲がりの回数や角度などといった文字特徴の上で、それらを分類できる一貫した基準を見出すことができる。
- ②その基準によって分類した各群を比較した場合、各群の間に見られる形状的な差異が、連続的な様相としては捉えがたい。

の一点を基準とする。具体的な字体については以下の通り。安＝あ、江＝ゑ、得＝ゑ、得b＝ゑ、於＝お、可＝く、加＝か、幾＝き、久＝ゑ、古＝ふ、之＝し、之b＝し、曾＝ろ、所＝所、多＝く、知＝ち、天＝ゑ、止＝ご、奈＝ふ、奈b＝ふ、不＝ふ、部＝へ、保＝ほ、末＝ま、末b＝ま、美＝み、毛＝も、毛b＝も、由＝ゆ、由b＝ゆ、良＝り、里＝ゑ、利＝り、留＝ゑ、呂＝ゑ、惠＝ゑ、惠b＝ゑ、惠＝ゑ、和＝ゑ、和b＝ゑ、遠＝ゑ